

## 吹田市国民健康保険条例の一部改正について

## 1 概要

国民健康保険広域化及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、吹田市国民健康保険条例を一部改正し、併せてその他規定整備をするものです。

## 2 改正内容

## (1) 保険料率

均等割と平等割の比率の変更

現行 医療分・後期支援金分 25 : 25 介護分 39 : 11

改正（案）医療分・後期支援金分 27.5 : 22.5 介護分 45 : 5

（6年間で医療分・後期支援金分 30 : 20、介護分 50 : 0に移行）

## 年度別賦課割合一覧表（予定）

## 医療分、後期支援金分

	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
被保険者均等割	15	17.5	20	22.5	25	27.5	30
世帯別平等割	35	32.5	30	27.5	25	22.5	20

## 介護分

	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
被保険者均等割	15	21	27	33	39	45	50
世帯別平等割	35	29	23	17	11	5	0

## (2) 国民健康保険料の賦課限度額の引上げ

## ア 変更点

<限度額の引上げ>

医療分 63万円→65万円

後期高齢者医療支援金等 19万円→20万円

介護納付金 17万円 据置き

合計 99万円→102万円（3万円の引上げ）

## イ 改正に伴う影響

(ア) 一定以上の所得層の保険料が引上げられる要因となります。

1人世帯 給与所得約 705万円（給与収入約 900万円）以上

2人世帯 給与所得約 680万円（給与収入約 875万円）以上

の世帯で限度額に到達します。

※ 対象世帯数：約 930世帯（国保世帯約 43,900世帯のうち 2.1%）

(イ) 7割軽減及び、限度額世帯以外（中間所得者層）の保険料が抑制される  
要因となります

※ 対象世帯数：約 30,770 世帯（国保世帯約 43,900 世帯のうち 70.1%）

(3) 子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入

条例に基づき保険料は、均等割・平等割（応益分）と所得割（応能分）に応じて設定されています。所得が一定基準以下の世帯（低所得世帯）に対しては、条例に基づき均等割・平等割（応益分）の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置があります。

ア 見直しの趣旨

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組みとして、子どもの均等割保険料を軽減します。

イ 軽減の内容

全世帯の未就学児を対象とし、当該未就学児に係る均等割保険料について、その5割を軽減します。

7割軽減の場合は残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となります。

（7割軽減→8.5割、5割軽減→7.5割、2割軽減→6割、軽減なし→5割）

ウ 改正に伴う影響

対象は全世帯の未就学児となり、約1,080世帯、約1,430人です。

影響額は約1,480万円となります。

エ 国・地方の負担割合

国1/2、府1/4、市1/4

オ 施行期日

令和4年(2022年)4月1日